

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-56 騒音防止装置</p> <p>7-56-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係)</p> <p>7-56-2 性能要件</p> <p>7-56-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第40条第2項関係、細目告示第118条第2項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)でないこと。 <p>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法(溶接、リベット等)により結合されていないもの(例:ボルト止め、ナット止め、接着)は、(1)⑤の規定に適合しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置 <p>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1)⑤、(2)関係】</p> <p>●は恒久的結合が必要な部位を表す。</p> <p>【例1】</p> <p>【例2】</p> <p>7-56-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細</p>	<p>8-56 騒音防止装置</p> <p>8-56-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、次の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第30条第2項関係)</p> <p>8-56-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第40条第2項関係、細目告示第196条第2項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① 自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に限る。)は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>この場合において、9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S9の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ3に係る要件に限る。また、指定自動車等以外の自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S2の6.(6.3.及び6.4.を除く。また、令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であってもよい。)に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20kg)の範囲にあればよい。</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)②又は③の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)②又は③に掲げる基準に適合することが確認できること</p> <p>② 消音器の改造を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</p> <p>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により(1)②又は③に掲げる基準に適合することが確認できること。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)②若しくは③なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)②又は③に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3) 次に掲げる騒音防止装置(二輪自動車に備えるものにあつては、騒音ラベルを含む。)であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)②又は③のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)②又は③の前段の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器(大型特殊自動車に備える消音器を除く。)は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5)から(8)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第118条第2項及び第3項関係)</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であつても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 一般財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社 JQR (ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関 <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定) (エ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (オ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)) (カ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定) <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) UN R59 (乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の交換用消音器に関する規定) (イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定) (ウ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定) (エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)) <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものと 	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>する。</p> <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく®マーク</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S9 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ 3 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあつては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S9 の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20 kg以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R51-03 に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(イ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓂマーク</p> <p>(7) 側車付二輪自動車（使用の過程にある二輪自動車を改造したものを除く。）又は三輪自動車に備える消音器</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車 が備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(オ) 欧州連合指令97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>(カ) 欧州連合指令70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器 に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(ウ) 欧州連合指令70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、168/2013/EEC、70/157/EEC 又は 540/2014/EEC に基づく認</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>定証(写しをもって代えることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく ⑤マーク</p> <p>(オ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>(8) 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器 ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器 エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器 <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R41-05-S2の6.1.及び6.2.に適合することが明らかである二輪自動車(使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。)又はUN R51-03-S9の6.2.2.(フェーズ3に係る要件に限る。)適合することが明らかである自動車。(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。) <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-05 又は UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。）</p> <p>(イ) UN R41、UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式 	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(ウ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく Eマーク</p> <p>(9) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</p> <p>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し</p> <p>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け</p> <p>(10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</p> <p>(5) ②ア又は(6) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>[UN R51 の読み替え適用]</p> <p>(11) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-S9」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係)</p> <p>① 令和 5 年 1 月 3 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 5 年 1 月 4 日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 令和 5 年 1 月 4 日から令和 8 年 10 月 7 日(乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあつては令和 9 年 10 月 7 日)までの型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 令和 8 年 10 月 8 日(乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあつては令和 9 年</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>10月8日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年10月7日(乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月7日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては令和9年10月7日)以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては令和9年10月7日)以前のもの</p> <p>[試験路の読み替え適用]</p> <p>(12)次に掲げる自動車にあつては7-56-2-2の規定において、UN R51-03-S7に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第27条第38項関係)</p> <p>① 令和10年9月24日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和10年9月25日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和10年9月25日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年9月24日以前のもの</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和10年9月24日以前のもの</p> <p>7-56-3 欠番</p>	<p>8-56-3 欠番 8-56-4 欠番</p>
<p>7-56-4 適用関係の整理</p>	
<p>(1) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-56-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第23項及び第24項関係）</p> <p>(2) 次に掲げる二輪自動車にあつては、7-56-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第25項及び第26項関係）</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車（平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）</p> <p>② 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車（平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったもの</p> <p>(3) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第28項関係）</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 試作車及び組立車</p> <p>③ 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ 平成28年10月1日以降に製作された自動車（車両総重量が12tを超えるものに限る。）のうち、保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条又は第4条の2の規定を適用しないものとされた自動車であつて、3以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの</p> <p>⑤ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p> <p>⑥ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p> <p>(4) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 令和2年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和2年9月1日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年9月1日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車であつて、令和2年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和4年8月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 試作車及び組立車</p> <p>③ 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p> <p>(5) 次に掲げる自動車にあつては、7-56-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第30項及び第31項関係）</p> <p>① 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車（平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの</p> <p>(6) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第32項関係）</p> <p>① 平成30年10月15日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 平成30年10月16日から令和2年4月15日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 令和2年4月16日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年4月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>(7) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては7-56-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第33項関係）</p> <p>① 令和2年9月24日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和2年9月25日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 令和2年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 令和2年9月25日から令和3年9月24日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年9月24日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 令和3年9月25日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和3年9月24日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>(8) 次に掲げる自動車にあつては、7-56-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第34項関係）</p> <p>① 令和5年8月31日（輸入された自動車にあつては、令和6年8月31日）以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された二輪自動車であつて、令和5年8月31日以前の型式指定自動車</p> <p>(9) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第36項関係）</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- ① 令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和8年10月7日）以前に製作された自動車
- ② 令和6年10月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和8年10月8日）から令和8年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和9年10月7日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの
 - ア 令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和8年10月7日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和8年10月8日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和8年10月7日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 試作車及び組立車
- ③ 令和8年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和9年10月7日）以前に製作された輸入自動車
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和9年10月7日）以前のもの
- ⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）にあつては令和9年10月7日）以前のもの

7-56-5 従前規定の適用①

平成22年3月31日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。
(適用関係告示第27条第24項関係)

7-56-5-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-5-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。

7-56-5-2 性能要件

7-56-5-2-1 視認等による審査

- (1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
 - ② 消音器本体が切断されていないこと。
 - ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。

7-56-5-2-2 書面等による審査

- (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。
この場合において、9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。

7-56-6 従前規定の適用②

次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)

- ① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車（平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）
- ② 令和3年8月31日以前に製作された二輪自動車（平成28年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）のうち、使用の過程において、消音器の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行つ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

たもの

7-56-6-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-6-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。

7-56-6-2 性能要件**7-56-6-2-1 視認等による審査**

7-56-2-1に同じ。

7-56-6-2-2 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。

この場合において、9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。

(2) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。

(3) 次に掲げる消音器は、(2)の基準に適合するものとする。

① 次のいずれかの表示がある消音器

ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標

この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。

イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示

ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示

エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示

(ア) 一般財団法人日本自動車研究所

(イ) 株式会社 JQR

(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会

(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関

オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示

(ア) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)

(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)

(ウ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)

(エ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))

カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示

(ア) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)

(イ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定 (二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))

② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器

ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。

この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。

ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(ウ)が同一であることを確認すればよい。

なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。

(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。） ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(3) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) COC ペーパー (イ) WVTA ラベル (ウ) UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。） ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⓂマーク (オ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</p> <p>(4) 次に掲げるものは、(2) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF 又は触媒の取付け</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(2) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(2) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(3) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-56-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第28項関係） ① 平成28年9月30日以前に製作された自動車 ② 平成28年10月1日から令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和5年8月31日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア 平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ 試作車又は組立車</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ 平成28年10月1日以降に製作された自動車（車両総重量が12tを超えるものに限る。）のうち、保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条又は第4条の2の規定を適用しないものとされたものであつて、3以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの</p> <p>⑤ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p> <p>⑥ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p>	
<p>7-56-7-1 装備要件</p>	
<p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-7-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p>	
<p>7-56-7-2 性能要件</p>	
<p>7-56-7-2-1 視認等による審査</p>	
<p>7-56-2-1に同じ。</p>	
<p>7-56-7-2-2 書面等による審査</p>	
<p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p>	
<p>この場合において、9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</p>	
<p>(2) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</p>	
<p>(3) 次に掲げる消音器は、(2)の基準に適合するものとする。</p>	
<p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p>	
<p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</p>	
<p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p>	
<p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p>	
<p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p>	
<p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p>	
<p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p>	
<p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p>	
<p>(イ) 株式会社JQR</p>	
<p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p>	
<p>(エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p>	
<p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p>	
<p>(ア) UN R51（四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定）</p>	
<p>(イ) 欧州連合指令70/157/EEC（四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定）</p>	
<p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p>	
<p>(ア) UN R59（乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定）</p>	
<p>(イ) 欧州連合指令70/157/EEC（四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定）</p>	
<p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p>	
<p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示により、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p>	
<p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。

ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ホ) (キ) が同一であることを確認すればよい。

なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。

(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）

(イ) 原動機の型式

(ウ) 最高出力

(エ) 変速機の種類

(オ) 消音器の個数

(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無

(キ) 添付資料中の消音器外観写真

(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）

(参考)

受検車両の車両総重量：S1 (kg)

試験自動車の車両総重量：S (kg)

$$0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$$

イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）

ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、(3) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。

ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。

この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。

なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

(ア) COC ペーパー

(イ) WVTA ラベル

(ウ) UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）

- ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく Ⓔマーク

(オ) EU 加盟国の自動車検査証等

- ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。

(4) 次に掲げるものは、(2) の基準に影響しない消音器の改造とする。

① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの

② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し

③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF 又は触媒の取付け

(5) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(2)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(2)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。

なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(3) ②アに準じて確認するものとする。

7-56-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第29項関係）

① 平成28年9月30日以前に製作された自動車

② 平成28年10月1日から令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- え、12t以下の自動車にあっては令和5年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの
- ア 令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和4年8月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和2年9月1日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和4年9月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車であって、令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和4年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 試作車又は組立車
- ③ 令和5年3月31日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車
 - ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和5年8月31日)以前のもの
 - ⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和5年8月31日)以前のもの

7-56-8-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-8-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。

7-56-8-2 性能要件

7-56-8-2-1 視認等による審査

7-56-2-1に同じ。

7-56-8-2-2 書面等による審査

- (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S9の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ1に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。

ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。

なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。
- (2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。
 - ① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの

公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること
 - ② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの

公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示により(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。
 - ③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの

公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。
- (3) 次に掲げる騒音防止装置であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)①のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)①の前段の基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (7) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。） この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社JQR (ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R51（四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定） (イ) 欧州連合指令70/157/EEC（四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定）</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59（乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定） (イ) 欧州連合指令70/157/EEC（四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定）</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(ウ)(キ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式） (イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg)</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p style="text-align: center;">0.95S (又は、S-20) ≤ S1</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、(5)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー (イ) WVTA ラベル (ウ) UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証(写しをもって代えることができる。) ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓂマーク (オ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</p> <p>③ (1)①の規定に適合する自動車が現に備えている消音器</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S9 の 6. (6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあってはフェーズ 1 に係る要件に限る。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S9 の 6.2.2 (フェーズ 1 に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式) (イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg)</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p style="text-align: center;">0.95S (又は、S-20) ≤ S1</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03 に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(イ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく®マーク</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</p> <p>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S9 の6.2.2.(フェーズ1に係る要件に限る。)に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> <p style="text-align: center;">0.95S (又は、S-20) ≤ S1</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認す</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

るものとする。

なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

(ア) UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証 (写しをもって代えることができる。)

・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

(イ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく®マーク

(8) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。

- ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの
- ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品 (騒音を増大等させるためのものを除く。) の取付け又は取外し
- ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器 (指定自動車等に備えられている消音器を含む。) であって、排気管部分へのDPF 又は触媒の取付け

(9) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装 (指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。) は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。

なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。

[試験路の読み替え適用]

(10) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-13-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

- ① 令和 10 年 9 月 24 日以前に製作された自動車
- ② 令和 10 年 9 月 25 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和 10 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和 10 年 9 月 25 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの (騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの

7-56-9 従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係)

- ① 令和 3 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車 (平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)
- ② 使用の過程において、二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったもの

7-56-9-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-9-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。

7-56-9-2 性能要件

7-56-9-2-1 視認等による審査

7-56-2-1 に同じ。

7-56-9-2-2 書面等による審査

(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 自動車 (二輪自動車を除く。) は、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。
この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。
- ② 二輪自動車は、UN R41-04-S3 の 6. (6.3. 及び 6.4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。) に適合する構造であること。
なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>両重量の±20kg(多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg)の範囲になければならない。</p>	
<p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)②の規定の適用を受けるものに限る。)であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p>	
<p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)②に掲げる基準に適合することが確認できること</p>	
<p>② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの 公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により(1)②に掲げる基準に適合することが確認できること。</p>	
<p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)②なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)②に掲げる基準に適合することが確認できること。</p>	
<p>(3) 次に掲げる騒音防止装置(二輪自動車に備えるものに限る。)であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)②のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)②の前段の基準に適合するものとする。</p>	
<p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置(騒音ラベルを含む。)</p>	
<p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置(騒音ラベルを含む。)又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置(騒音ラベルを含む。)</p>	
<p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置(騒音ラベルを含む。)又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置(騒音ラベルを含む。)</p>	
<p>(4) 内燃機関を原動機とする自動車(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</p>	
<p>(5) 次に掲げる消音器は、(4)の基準に適合するものとする。</p>	
<p>① 次のいずれかの表示がある消音器 ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</p>	
<p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p>	
<p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p>	
<p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p>	
<p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p>	
<p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p>	
<p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p>	
<p>(イ) 株式会社JQR</p>	
<p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p>	
<p>(エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p>	
<p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示</p>	
<p>(ア) UN R9(側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p>	
<p>(イ) UN R41(二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p>	
<p>(ウ) 欧州連合指令78/1015/EEC(二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p>	
<p>(エ) 欧州連合指令97/24/EEC(二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p>	
<p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p>	
<p>(ア) UN R92(二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</p>	
<p>(イ) 欧州連合指令97/24/EEC(二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p>	
<p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示により、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(ロ)(ハ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ロ) 最高出力</p> <p>(ハ) 変速機の種類</p> <p>(ニ) 消音器の個数</p> <p>(ホ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(ヘ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ヘ) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、(5)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、78/1015/EEC 又は 97/24/EEC に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⓂマーク</p> <p>(オ) EU加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>③ (1)②の規定に適合する自動車が現に備えている消音器</p> <p>(6) 次に掲げるものは、(4)の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</p> <p>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し</p> <p>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5) ②アに準じて確認するものとする。

7-56-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第32項関係）

- ① 平成30年10月15日以前に製作された自動車
- ② 平成30年10月16日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの
 - ア 平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 平成30年10月16日から令和2年4月15日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、平成30年10月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 令和2年4月16日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年4月15日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
 - エ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和2年4月15日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和2年4月15日以前のもの

7-56-10-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-10-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。

7-56-10-2 性能要件

7-56-10-2-1 視認等による審査

7-56-2-1に同じ。

7-56-10-2-2 書面等による審査

- (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S2の6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。
- (2) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ①の規定の適用を受けるものに限る。）であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。
 - ① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの

公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により(1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること
 - ② 消音器の改造を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの

公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により(1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。
 - ③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は(1) ①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの

公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により(1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。
- (3) 次に掲げる騒音防止装置であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1) ①のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ①の前段の基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車に備える消音器(大型特殊自動車に備える消音器を除く。)は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5)から(7)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R51(四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令70/157/EEC(四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59(乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令70/157/EEC(四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1(kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S(kg)</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p style="text-align: center;">0.95S (又は、S-20) ≤ S1</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次の掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S2の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあつては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S2の6.2.2(フェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> <p style="text-align: center;">0.95S (又は、S-20) ≤ S1</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(イ) 株式会社 JQR (ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示 (ア) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定) (イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示 (ア) UN R59 (乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の交換用消音器に関する規定) (イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S2 の 6.2.2. (フェーズ 2 に係る要件に限る。)に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式) (イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。) (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器(DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア) COC ペーパー (イ) WVTA ラベル (ウ) UN R51、70/157/EEC に基づく認定証(写しをもって代えることができる。) ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく®マーク (オ) EU 加盟国の自動車検査証等 ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</p> <p>(8) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの
 - ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し
 - ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け
- (9) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。
- なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(6)②ア又は(7)②アに準じて確認するものとする。

7-56-11 従前規定の適用⑦

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第33項関係）

- ① 令和2年9月24日以前に製作された自動車
- ② 令和2年9月25日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの
 - ア 令和2年9月24日以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和2年9月25日から令和3年9月24日までの型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和2年9月24日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 令和3年9月25日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和3年9月24日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年9月24日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和3年9月24日以前のもの

7-56-11-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-11-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。

7-56-11-2 性能要件

7-56-11-2-1 視認等による審査

7-56-2-1に同じ。

7-56-11-2-2 書面等による審査

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S5の6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。

(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1)①の規定の適用を受けるものに限る。）であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。

- ① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの
公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。
- ② 消音器の改造を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの
公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3) 次に掲げる騒音防止装置であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)①のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)①の前段の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車に備える消音器(大型特殊自動車に備える消音器を除く。)は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5)から(7)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R51(四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令70/157/EEC(四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59(乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令70/157/EEC(四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次の掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S5の6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあっては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S5の6.2.2.（フェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20 kg以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p>	<p>(7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>消音器に表示されていれよ。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社 JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S5の6.2.2.(フェーズ2に係る要件に限る。)に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、(7)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル</p> <p>(ウ) UN R51、70/157/EECに基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく®マーク</p> <p>(オ) EU加盟国の自動車検査証等</p> <p>・EU加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</p>	
<p>(8) 次に掲げるものは、(4)の基準に影響しない消音器の改造とする。</p>	
<p>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</p> <p>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</p> <p>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け</p>	
<p>(9) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p>	
<p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(6)②ア又は(7)②アに準じて確認するものとする</p>	
<p>7-56-12 従前規定の適用®</p>	
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第34項関係）</p>	
<p>① 令和5年8月31日（輸入された自動車にあつては、令和6年8月31日）以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された二輪自動車であつて、令和5年8月31日以前の型式指定自動車</p>	
<p>7-56-12-1 装備要件</p>	
<p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-12-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p>	
<p>7-56-12-2 性能要件</p>	
<p>7-56-12-2-1 視認等による審査</p>	
<p>7-56-2-1に同じ。</p>	
<p>7-56-12-2-2 書面等による審査</p>	
<p>(1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-04-S8の6.（6.3.及び6.4.を除く。また、令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。</p>	
<p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+20kg）の範囲にあればよい。</p>	
<p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p>	
<p>① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)に掲げる基準に適合することが確認できること。</p>	
<p>② 消音器の改造を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</p> <p>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により(1)に掲げる基準に適合することが確認できること。</p>	
<p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は(1)なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)に掲げる基準に適合することが確認できること。</p>	
<p>(3) 次に掲げる騒音防止装置（騒音ラベルを含む。）であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)の前段の基準に適合するものとする。</p>	
<p>① 指定自動車等に備えられているものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(4) 使用の過程にある二輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (6) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</p> <p>(5) 使用の過程にある二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。） この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社 JQR (ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R41（二輪自動車が発生する騒音に関する規定） (イ) 欧州連合指令 78/1015/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定） (ウ) 欧州連合指令 97/24/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定（二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。））</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R92（二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定） (イ) 欧州連合指令 97/24/EEC（二輪自動車が発生する騒音に関する規定（二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。））</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式） (イ) 原動機の型式 (ウ) 最高出力 (エ) 変速機の種類 (オ) 消音器の個数 (カ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (キ) 添付資料中の消音器外観写真 (ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)に限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル</p> <p>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。 <p>(6) 使用の過程にある二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</p> <p>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R41-04-S8 の6.1.及び6.2.に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R41-04 に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー (騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。)</p> <p>(イ) WVTA ラベル (車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。)</p> <p>(ウ) UN R41 に基づく認定証 (写しをもって代えることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⓂマーク</p> <p>(7) 次に掲げるものは、(4)の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品 (騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器 (指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け <p>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装 (指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5)②ア又は(6)②アに準じて確認するものとする。</p>	
<p>7-56-13 従前規定の適用⑨</p>	
<p>次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第36項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの)にあっては令和8年10月7日)以前に製作された自動車 ② 令和6年10月8日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの)にあっては令和8年10月8日)から令和8年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの)にあっては令和9年10月7日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> ア 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの)にあっては令和8年10月7日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月8日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの)にあっては令和8年10月8日)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの)にあっては令和8年10月7日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ 試作車及び組立車 ③ 令和8年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの)にあっては令和9年10月7日)以前に製作された輸入自動車 ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの)にあっては令和9年10月7日)以前のもの ⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が 	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの)にあつては令和9年10月7日)以前のもの</p>	
<p>7-56-13-1 装備要件</p>	
<p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-13-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p>	
<p>7-56-13-2 性能要件</p>	
<p>7-56-13-2-1 視認等による審査</p>	
<p>7-56-2-1に同じ。</p>	
<p>7-56-13-2-2 書面等による審査</p>	
<p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	
<p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S9の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であつてもよい。)に定める基準に適合する構造であること。</p>	
<p>ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660㎤を超え1495㎤未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。</p>	
<p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。</p>	
<p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p>	
<p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</p>	
<p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p>	
<p>② 消音器の改造を行う場合であつて、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</p> <p>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示により(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p>	
<p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p>	
<p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p>	
<p>(3) 次に掲げる騒音防止装置であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)①のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)①の前段の基準に適合するものとする。</p>	
<p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p>	
<p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p>	
<p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p>	
<p>(4) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5)から(7)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</p>	
<p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p>	
<p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p>	
<p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p>	
<p>この場合において、部品番号等の表示であつても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていれよ。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(ア) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社 JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(ア) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、(5)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル</p> <p>(ウ) UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(e) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓂマーク</p> <p>(f) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <p>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S9 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S9 の 6.2.2.（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(オ) 消音器の個数</p> <p>(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ク) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20 kg以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> $0.95S \text{ (又は、} S-20) \leq S1$ <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03 に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <p>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(イ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓂマーク

(7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの

① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの

ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器

イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器

ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器

エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器

② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器

ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S9の6.2.2.(フェーズ2に係る要件に限る。)に適合することが明らかである自動車。

この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。

ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。

なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。

(ア) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)

(イ) 原動機の型式

(ウ) 最高出力

(エ) 変速機の種類

(オ) 消音器の個数

(カ) 消音器内蔵式の触媒の有無

(キ) 添付資料中の消音器外観写真

(ク) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)

(参考)

受検車両の車両総重量：S1 (kg)

試験自動車の車両総重量：S (kg)

$0.95S$ (又は、 $S-20$) $\leq S1$

イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)

ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03に適合することが明らかである自動車。

この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。

なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。

(ア) UN R51又は540/2014/EECに基づく認定証(写しをもって代えることができる。)

・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

(イ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓂマーク

(8) 次に掲げるものは、(4)の基準に影響しない消音器の改造とする。

① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの

② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し

③ 予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(9) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の（4）の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、（4）の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、（5）②ア又は（6）②アに準じて確認するものとする。</p>	
<p>[UN R51 の読み替え適用]</p>	
<p>(10) 次に掲げる自動車にあつては7-56-13-2-2の規定中、「UN R51-03-S9」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。</p>	
<p>① 令和5年1月3日以前に製作された自動車</p>	
<p>② 令和5年1月4日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 令和5年1月3日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p>	
<p>イ 令和5年1月4日から令和8年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月7日）までの型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和5年1月3日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p>	
<p>ウ 令和8年10月8日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月8日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和8年10月7日（乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあつては令和9年10月7日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）</p>	
<p>エ 指定自動車等以外の自動車</p>	
<p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては令和9年10月7日）以前のもの</p>	
<p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては令和9年10月7日）以前のもの</p>	
<p>[試験路の読み替え適用]</p>	
<p>(11) 次に掲げる自動車にあつては7-56-13-2-2の規定において、UN R51-03-S7に規定する試験路において測定した値を用いることができる。</p>	
<p>① 令和10年9月24日以前に製作された自動車</p>	
<p>② 令和10年9月25日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p>	
<p>イ 令和10年9月25日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）</p>	
<p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p>	
<p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和10年9月24日以前のもの</p>	
<p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和10年9月24日以前のもの</p>	